

法律学演習Ⅲ

科目ナンバリング SEM-401
必修 2単位

野間 小百合

1. 授業の概要(ねらい)

国際的な生活の中で発生してくる法律問題をとり扱うのが「国際私法」という学問領域ですが、それがどのような法律なのか、また、なぜ、問題とされているのか、というような点について、基本的知識を提供します。毎回授業では、具体的事例を提示し、その事例が、①「何に関する問題なのか」を明らかにし、②「何条文が適用されるのか」、③「条文の解釈」、④「具体的事例へのあてはめ」、⑤「結論」を自ら導けるよう報告等を通じて演習を行っていきます。また、各回のテーマに沿った練習問題に挑戦してもらいます。その問題に取り組みながら、具体的なイメージに基づく論理的な思考方式を習得してもらいたい。なお、適時、国際私法の演習のみならず、就職活動等に必要な素養を身につけるようなテーマを選定しグループディスカッションやディベートを行います。

2. 授業の到達目標

渉外的な法律関係に関する法的な基本的知識・理解を習得することを目標とし、企業法務の視点から法律を概観していきます。また、グループディスカッションを通じ就職や公務員を目指す者の志や素養となるコミュニケーション能力を身につけます。必要に応じ企業等で活躍する方々を招聘する予定です。

3. 成績評価の方法および基準

発表1回目レポーターとしての貢献[25%]
発表2回目レポーター者としての貢献[25%]
出席および議論における発言の積極性[15%] 1回の欠席につき3%減
質問者としての貢献および小さな課題・議事録の提出状況[10%]
学期末課題[25%]
全体で70%以上を満たした学生に単位を認定する。

「知的能力・技能の定着」は主として授業内報告、「知識・理解の定着」は主として期末課題で評価することとします。授業に積極参加する者は高く評価します。なお、全体の授業の1/3欠席の場合にはいかなる理由があっても単位を認めません。

4. 教科書・参考文献

教科書
松岡博 『国際関係私法入門(第3版)』 有斐閣

5. 準備学修の内容

担当に当たっている参加者は、グループ毎に各自が担当部分を勉強し、報告等の責任を果たすことが求められます。担当以外のゼミ生には、事前レポートの提出を求めます。報告を無断で欠席することは原則許されません。

6. その他履修上の注意事項

※ゼミ形式であるため、原則出席のこと。遅刻は2回で1回欠席したものと扱います。

(1)開講時に、グループ別の構成を発表するとともに、取り上げるテーマ(論点)とスケジュールを各グループで自ら設定します。

(2)次に、上記スケジュールに沿って発表あるいはディベートないしはグループディスカッションを行います。

――担当以外のゼミ生には、事前レポートの提出を求めます。

(3)その後、ゼミ生全員で、当該論点等について、ディスカッションを行います。

(4)全体の進捗状況をみながら、適宜break timeを設けます。

(5)模擬裁判等も検討中です。

(6)企業法務等、法律に携わる仕事をしている方を2回程度招聘予定。

7. 授業内容

【第1回】 ガイダンス
【第2回】 人の行為能力に関する準拠法
【第3回】 後見開始の審判等の準拠法
【第4回】 失踪の宣告の準拠法
【第5回】 法律行為の準拠法 (あるいは模擬裁判の実施)
【第6回】 法律行為の方式の準拠法 (あるいは模擬裁判の実施)
【第7回】 前半の復習
【第8回】 労働契約の特例に関する準拠法
【第9回】 物権等の準拠法
【第10回】 事務管理及び不当利得の準拠法
【第11回】 不法行為の準拠法
【第12回】 国際知的財産権法①国際裁判管轄
【第13回】 国際知的財産権法②著作権の準拠法
【第14回】 国際知的財産権法③特許権の準拠法
【第15回】 まとめ

※二回程度外部スピーカーによる講義を行う予定です。